2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　情報提供請求当事者の年金手帳又は国民年金手帳その他の基礎年金番号（個人番号を除く。）を明らかにすることができる書類

二～四　［略］

3～7　［略］

（みなし加入者原票）

第六十条　事業団は、離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者ごとに、みなし加入者原票を備え、次に掲げる事項を記載して整理しなければならない。

一　離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号（個人番号を除く。）

二～四　［略］

（離婚時みなし被保険者期間に係る記録）

第六十一条　離婚時みなし第四号被保険者について、厚生年金保険法第二十八条の規定を適用する場合においては、前条のみなし加入者原票をもつて同法第二十八条に規定する原簿とみなす。この場合において、同法第七十八条の七に規定する主務省令で定める事項は、離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者の基礎年金番号（個人番号を除く。）及び生年月日とする。

（三号分割標準報酬改定請求等）

第六十二条　第四号厚生年金被保険者期間を有する者が離婚若しくは婚姻の取消し又は厚生年金保険法施行規則第七十八条の十四各号に掲げる場合に該当することにより厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間に係る第四号厚生年金被保険者期間の標準報酬の改定又は決定を請求するときは、当該改定又は決定に係る請求その他の行為については、同令第三章の三（第七十八条の十八を除く。）に定めるところによる。この場合において、同令第七十八条の十九第一項中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあるのは「事業団」と、同条第二項第四号及び第五号中「書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該死亡者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）」とあるのは「書類」と、同条第三項中「第四号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第一号厚生年金被保険者期間」と、同令第七十八条の二十第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とする。

（被扶養配偶者みなし加入者原票）

第六十四条　事業団は、被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者ごとに、被扶養配偶者みなし加入者原票を備え、次に掲げる事項を記載して整理しなければならない。

一　被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号（個人番号を除く。）

二～四　［略］

（被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る記録）

第六十五条　被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者について、厚生年金保険法第二十八条の規定を適用する場合においては、前条の被扶養配偶者みなし加入者原票をもつて同法第二十八条に規定する原簿とみなす。この場合において、同法第七十八条の十五に規定する主務省令で定める事項は、被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者の基礎年金番号（個人番号を除く。）、生年月日とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　情報提供請求当事者の年金手帳又は国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二～四　［同上］

3～7　［同上］

（みなし加入者原票）

第六十条　［同上］

一　離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二～四　［同上］

（離婚時みなし被保険者期間に係る記録）

第六十一条　離婚時みなし第四号被保険者について、厚生年金保険法第二十八条の規定を適用する場合においては、前条のみなし加入者原票をもつて同法第二十八条に規定する原簿とみなす。この場合において、同法第七十八条の七に規定する主務省令で定める事項は、離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者の基礎年金番号及び生年月日とする。

（三号分割標準報酬改定請求等）

第六十二条　第四号厚生年金被保険者期間を有する者が離婚若しくは婚姻の取消し又は厚生年金保険法施行規則第七十八条の十四各号に掲げる場合に該当することにより厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間に係る第四号厚生年金被保険者期間の標準報酬の改定又は決定を請求するときは、当該改定又は決定に係る請求その他の行為については、同令第三章の三（第七十八条の十八を除く。）に定めるところによる。この場合において、同令第七十八条の十九第一項中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあるのは「事業団」と、第七十八条の二十第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とする。

（被扶養配偶者みなし加入者原票）

第六十四条　事業団は、被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者ごとに、被扶養配偶者みなし加入者原票を備え、次に掲げる事項を記載して整理しなければならない。

一　被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二～四　［同上］

（被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る記録）

第六十五条　被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者について、厚生年金保険法第二十八条の規定を適用する場合においては、前条の被扶養配偶者みなし加入者原票をもつて同法第二十八条に規定する原簿とみなす。この場合において、同法第七十八条の十五に規定する主務省令で定める事項は、被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者の基礎年金番号、生年月日とする。